

8 被災漁業者の生産活動再開支援制度の創設について

平成 29 年台風第 21 号や平成 30 年台風第 12 号、令和元年台風第 19 号等の相次ぐ自然災害により、大型・小型定置網等の漁具や漁船、内水面の養殖施設等が被害を受けたが、現状、漁業では農業における「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）」のような、個人・法人の漁業者それぞれが所有する生産施設等への支援事業はない。

また、内水面養殖業には、うなぎ養殖共済以外に自然災害等による飼育魚の死亡や逃亡に対応した補填制度がない。

中小・零細漁業者が、日々の操業に使用する漁具や漁船、養殖施設等（以下「主要な生産施設等」という。）は、個人等による所有が一般的なため、これらが被災した場合、その復旧が大きな負担となり、安定した漁業経営の継続に支障をきたしている。

また、自然災害等の被災による生産活動の長期停滞は、中小・零細漁業者にとって、即廃業の危機となり、漁業全体の生産量、生産額の大きな減少にもつながりかねないため、迅速な生産活動の再開を支援し、経営安定化と水産物の安定供給に道筋を作ることが必要である。

加えて、漁業者の被災による経営リスクを軽減することができれば、設備投資の促進や新規漁業者の参入が図られ、水産業全体の活性化も期待できる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

被災した漁業者が迅速に生産活動を再開できるよう、個人・法人の漁業者それぞれが所有する主要な生産施設等の復旧を支援する制度や内水面養殖業者に対する損失を補填する制度を創設すること。